

第5号議案

OAシステム等の業務委託基本契約に基づく個別契約の決裁権限について  
(案)

OAシステム、スイッチング支援システム及び広域機関システムについては、システム改良業務委託における作業のプロセス・納品物・作業単価・発注様式等の基本的な枠組みを定める基本契約を締結し、個別の改良作業委託を発注する際に都度事前の決裁を経ることにより、安定的で効率的な個別契約手続きを行っている。

この個別契約の決裁においては、権限表の定めにかかわらず以下の基準で処理することを、2017年度から理事会承認のうえ実施しており、運用上の問題が生じていないことから、2020年度の以下の期間も継続して行うこととする。

1. 処理基準

(案件区分)

予定価格(税抜)が4,000万円を超える案件

予定価格(税抜)が2,000万円を超えかつ4,000万円以下の案件

予定価格(税抜)が2,000万円以下の案件

(決裁箇所)

理事会

事務局長

総務部長

2. 対象期間

2020年4月1日～2021年3月31日

<締結済みの基本契約の概要>

件名	OAシステム ソフトウェア開発委託基本契約
契約先	富士通株式会社
契約期間	2017年4月1日～
件名	スイッチング支援システム改良業務委託基本契約
契約先	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
契約期間	2018年4月1日～
件名	電力広域的運営推進機関システム開発委託に関する基本契約
契約先	株式会社日立製作所
契約期間	2017年4月1日～

以上